

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和2年第12回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年12月17日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時42分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	宮本 博之 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	臺 富士夫 学校施設課長
	半貫 陽子 学務課長	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	島田 裕司 子ども施設運営課長	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	大久保 生涯学習支援課長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	吉川正 教育指導課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 田中 靖夫 学校改築担当部長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 川口 真澄 待機児対策室長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 本岡 寛子 教育改革担当部長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 下河邊 純子 青少年課長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 楠山 慶之 教育相談課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年12月17日

第12回足立区教育委員会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第12回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇
初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第85号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第85号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 資料の3ページ、第85号議案説明資料を御覧いただきたいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

本議案は、日光林間学園と鋸南自然の家の一般利用について、利用者の利便性と施設利用率の向上を図るため、抽選申込み期間と抽選後の空室申込み期間を変更するための規則改正でございます。

資料には記載しておりませんが、まず現行の一般利用の流れを説明いたします。

初めに、利用月の2カ月前の1日から10日までの間に、抽選ハガキにより抽選の申込みを行います。

その後、抽選が行われ、当選者は、2カ月前の16日から25日までの間に利用の申込みを行います。

その翌月、つまり、利用月の1月前の1日からは、申込みがフリーとなって、空室の申込みが可能になり、先着順で受け付けるということになります。

この利用の申込みの流れを変更いたしまして、現行より1カ月早く申込みができるようにするための規則改正ということでございます。

初めの手続である抽選の申込みにつきましては、規則改

正ではなく、取扱要綱の改正となりますので、本議案の改正内容には含まれておりません。

規則改正の対象は、その後の手続ということでございまして、まず、抽選当選者の申込みについて、利用月の3カ月前の16日から25日までに変更するという改正が2の(2)に記載した内容でございます。

また、空室の申込みにつきまして、利用月の2カ月前の1日からの変更するという改正が2の(1)に記載の内容でございます。

規則改正の施行年月日は、(2)が令和3年4月1日。

(1)が令和3年5月1日でございます。

これは、改正年月日を同日にいたしますと、令和3年6月の利用分につきましては、4月が抽選申込み月であることと同時に、空室申込み月にもなってしまうということで、重複してしまうためでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第85号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はございますか。

よろしいですか。

ないようですので、これより第85号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次の日程第2、第86号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関する件でありますので、非公開の会議としたいと思っております。

お諮りいたします。第86号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は大変申し訳ありませんが、議場より退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

————(非公開議案審議中)————

(傍聴人入室)

○教育長 次に、日程第3、第87号議案を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第87号議案「足立区教育財産の用途変更の承認について」以上。

○教育長 第87号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 資料の7ページ、第87号議案説明資料を御覧いただきたいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

旧上沼田中学校の校舎は、本年10月下旬に解体工事が完了しており、今後、当該跡地には、(仮称)江北健康づくりセンターが建設される予定となっております。

これに伴いまして、当該用地について、施設整備を所管する衛生部へ所管替えするため、用途変更の承認をお願いする議案でございます。

所在地は8ページの地図で、また解体工事後の状況は9ページの写真でご確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第87号議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑ありますか。

浅井委員。

○浅井委員 健康づくりセンターは、足立区で初めての施設だと思うのですが、どんな施設になるのか教えてほしいと思います。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 私どもは、江北保健センター、休日の応急診療所、仮称ですが、医療の介護連携センター、子育てサロンの機能が入っている施設になると聞いてござ

います。

○教育長 よろしいですか。

ほかいかがですか。よろしいですか。

ないようですので、これより第87号議案、「足立区教育財産の用途変更の承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4、第88号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第88号議案、「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」以上。

○教育長 第88号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料11ページを御覧いただきたいと存じます。

足立区教育委員会教育長に対しまして、講師依頼がございました。この依頼に応じるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育委員会の許可を求めるものでございます。

従事内容につきましては、資料の項番2に記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第88号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑ありますか。

よろしいですか。

ないようですので、これより第88号議案、「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。
次に、日程第5、「教育長報告」を議題とします。

本日の報告は、第4回足立区議会定例会での主な質疑に関する報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

今日は5項目をご紹介します。

まず最初に、公立保育園のICT化。いよいよ公立保育園といっても私立保育園のほうが進んでいるということもありまして、ICTの整備を進めていくということについてのご質問です。

公立保育園のICT整備の目的ですが、保護者と保育園の間の情報共有の強化、利便性の向上、保育士の子どもと向き合う時間の拡大や地域支援の充実が目的であります。

また、新しい生活様式に適したコミュニケーションツールとしての役割、あるいは私立保育園との保育サービスの格差解消にも資すると考えていると答弁させていただきました。

また、ICTの整備により期待できる機能としては、保護者利便性の向上に向けた保護者アプリ、事務作業効率化に向けた帳票作成機能、情報共有の強化に向けた本部機能や園児管理機能などがございます。

また、モデル事業につきましては、令和3年2月から検証実施園3園の全クラスにタブレットを配布し、令和3年7月に各園効果検証を実施した上で令和4年度の全園導入を目指してまいりますと答弁させていただいております。

次のページを御覧ください。

学校適正規模・適正配置についてのご質問です。

これを進めるに当たっては、実施計画案を策定後、関係する町会、自治会、開かれた学校づくり協議会、保護者の皆様への説明を行い、取り入れるべきご意見を実施計画に反映します。そして、地域の皆様の多くのご理解をいただいた後、地域や保護者等の代表による統合地域協議会を立ち上げ、統合に向けた諸課題の検討をお願いしております。

今後もより多くの地域の皆様のご意見を頂戴し、ご理解をいただきながら、丁寧に進めるということをご答弁させていただいております。

それから、ガイドラインについてのご質問です。

国や都の教育施策など、学校を取り巻く環境の変化に対応しつつ、足立区基本計画等との整合性を図るため、原則として8年ごとに見直しを行っております。

今後も引き続き、統合実施後のアンケート調査を基にした検証を行うとともに、児童・生徒数の推移や国が検討に着手している少人数学級の制度化等を見極めながら、必要に応じてガイドラインを見直すことと答弁させていただきました。

それから、学校選択制で小規模になってしまった学校への取組についてのご質問です。

応募が少なかった学校につきましては、魅力ある学校づくりへの取組として、学校とともに具体的な対応策の検討を始めました。今後、PTAや地域の方々のご協力をいただきながら、最大限の支援に取組んでまいりますとご答弁させていただいております。

それから、3つ目ですけれども、不登校の児童・生徒の居場所を増やせというご質問です。

現在、居場所を兼ねた学習支援施設は区内4カ所にあり、このうち3カ所で昼間の時間を使った不登校児の居場所としての授業を実施しております。残る1カ所につきましては、現行の実績や今後のニーズを踏まえて判断してまいりますと答えさせていただきました。

それから、性的マイノリティー、LGBTのご質問を幾つかいただいております。

最初に、人権教育の一環として、児童・生徒向けの実施を求めるとのご質問です。

教育委員会としては、まず、教職員の理解を深めることが重要と考え、平成29年度から性的マイノリティーに関する研修を実施しておりますが、教員が学校現場で自信を持って対応できるレベルにはまだ至っておりません。今後も研修を充実させていくとともに、教職員向けのマニュアルも策定してまいります。

また、地域の保護者や児童・生徒に対しての啓発はこれからの課題ですので、専門家や関係所管と協議、連携しながら適切な啓発方法を検討してまいります。

LGBTについて、制服の問題に関するご質問をいただいております。スラックス、スカートを選択制とするべきだということですね。現在、保護者や地域のご要望もあって、詰襟の制服を採用している中学校が12校、セーラ

一服タイプの制服を採用している中学校が5校あり、そうした制服では、スラックスやスカートへの対応が難しいケースもあります。

まずはこうした情報を本人や保護者の方に早期にお知らせし、必要に応じて事前に学校にご相談いただけるよう、中学校入学前の段階から十分な周知に努めてまいります。

LGBTの最後のご質問で、男女混合名簿のご質問がありました。学校が授業等で使用する児童・生徒の名簿については、教育指導課からは男女混合名簿を推奨する旨指導しているところですが、小中学校の現場では様々な意見があり、用途や場面に応じて使い分けられているのが実情です。

今後、学校や児童・生徒、保護者の意見の動向を見ながら適切に対応してまいりますと答えさせていただきました。

5つの課題のご報告のうちの最後ですけれども、南流山福祉会というところが区内に2つの保育園を運営しております。そのうちの1つ、新田三丁目なかよし保育園が指定管理で実施してきたわけですけれども、これが指定管理者を辞退するという事態になり、直営化しました。この点につきましては、保護者、関係者にご心配、ご不安をかけました。これについてはおわびを申し上げたいというふうに思います。

これに関して、区としての責任についてのご質問がありました。区は、これまで経理関係書類の提出を求めるなど、この法人を所管する千葉県とともに、不明瞭な経理体制について、適宜指導してまいりました。

一方、現場レベルの保育については、保護者からの信頼も厚く、適切な保育を実施しており、運営委託をこれまで継続してまいりました。

しかし、今回このような事態となり、区としては保護者の方にご不安やご心配をおかけした点について、強く責任を感じております。この南流山福祉会による同園の運営は11月末で終了しました。12月1日より区による直営としております。同園での勤務を希望する方は会計年度任用職員として採用し、必要な保育士を配置するなどして、今後もより安定した保育の継続を実施してまいりますと答弁しております。

私からは以上であります。

次に、報告事項に入ります。

報告事項の質疑につきましては、全ての報告が終了してから一括でいただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、(1)について森教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 資料の12ページを御覧ください。

私からは、令和2年度における小学校図書館支援員派遣事業に対する評価結果の概要を報告するものでございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今年度、派遣事業の評価ですけれども、評価者は小学校の全校長をお願いいたしました。

対象は、株式会社図書館流通センターでございます。

例年、委託事業のときからも評価をやっておりますけれども、初めての派遣事業への評価ということですので、評価項目を変えました。全10項目といたしまして、1つは学校図書館支援員の資質・意欲・態度について5項目、それから学校図書館支援員の業務について5項目ということで、5段階評価を行いました。

50点満点中、平均30点以上で、次年度の事業の継続を可とするような、そんな目安に使ってございます。

結果でございますけれども、13ページを参照しながらお聞きいただきたいと思っております。

表の下のほうには合計点を書いてありますけれども、38.01点でございました。これは継続可能な30点を超えたということで、来年度も事業を継続していきたいと考えてございます。

平均合計点ですけれども、前年度と単純に比較はできませんけれども、2.98点低かったというようなこと、それから項目毎の平均点を見ますと、3.8点台が結構多いですけれども、4点台には届かなかったという結果になってございます。

この要因なのですけれども、いい評価と悪い評価が分かれてございまして、いい評価をしていただいたのは、週2日で学校図書館の利活用が進んだこととか、あるいは支援員自身の知識や経験を生かした積極的な取組や提案があったところは大変評価が高かった。

一方、休業期間がありましたので、3月からの評価期間ということで、非常に短くて、どうしても3を付けざるを得なかった学校が結構多くて、点数が伸び悩んだというようなことが考えられます。

中には、今年度配置日数が増えたものですから、その関係で配置替えを行った学校、それから新たに新規採用した支援員が配置された学校については、非常に評価が低調になったということがございました。

これは、コミュニケーション不足とか、支援員の経験、スキル不足に起因するものだというふうに考えてございます。

こうした課題につきましては、各事業者に対し、学校別、個別に指導を徹底するように申し伝えてあるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○教育長 次に、(2)について、森田学校支援課長、お願いします。

学校支援課長。

○学校支援課長 14ページをお開き願います。

花保中学校のコミュニティ・スクール移行に伴う学校運営協議会の設置についての報告でございます。

花保中学校開かれた学校づくり協議会会長から、学校運営協議会の設置について申請を受けました。

足立区内13校目のコミュニティ・スクールとして、今般、決定をいたしましたものでございます。

設置日につきましては、令和3年4月1日でございます。

学校運営協議会の名称、開かれた学校づくり協議会会長については記載のとおりです。

委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2カ年でございます。

今後も学校運営協議会設置校の拡大に向けまして、未設置校の開かれた学校づくり協議会への働きかけを行ってまいります。

報告は以上です。

○教育長 次に、(3)について、半貫学務課長、お願いいたします。

学務課長。

○学務課長 15ページになります。校外施設の利用申込み方法の変更についてです。

所管部課名は記載のとおりです。

校外施設(日光林間学園・鋸南自然の家)の利用申込み方法につきまして、利用者の利便性・施設利用率の向上のために変更を行います。

変更内容につきましては、1番に記載がありますように、今現在、抽選申込みをする際には、区民事務所等で配布しております専用の抽選ハガキでの受付のみとなっております。これをオンラインで抽選申込みができるように変更いたします。

変更日は、令和3年4月1日からです。

指定管理者が作成しております校外施設のホームページに申込みのフォームを作成いたしますので、利用者の方は直接入力することで抽選の申込みができるようになります。

一方で、抽選ハガキなのですが、利用者アンケートを取りました結果、従前どおりハガキがいいというご意見も多かったために、ハガキによる抽選申込みも併用する形を取ってまいります。

周知は、令和3年2月から実施いたしまして、2月以降の宿泊者に対しましては、直接案内を配布いたします。

また、平成31年4月1日から令和3年1月までにご利用された方には、代表者の方に、ハガキでご案内を送付する予定です。

また、区のホームページ、指定管理者のホームページ、広報等でも周知をしていきたいと思っております。

利用者のアンケートにつきましては、16ページに参考として載せておりますので、お目通しいただければと思います。

以上です。

○教育長 次に、(4)について、菊地子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 それでは、17ページを御覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

待機児童がほぼ解消されたところでございますが、引き続き多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るため、改めて公立園の役割を整理し、今後の人口推計及び保育需要、地域バランスなどを考慮した推計を行い、今後の方針を策定いたしましたので、ご報

告させていただきます。

まず、公立園の役割として、3点に集約いたしました。

1の公立園の役割のところを御覧いただきたいと思えます。

まず1点目、地域の教育・保育の拠点として家庭で保育をしている方や周辺園への支援・連携を図っていくという役割がございます。

2点目、周辺園では取組が難しい事例について、地域のセーフティネットとして担っていくという役割でございます。

3点目でございますが、園運営や支援スキルを備えた保育人材を育成していく場としての役割でございます。

次に、人口推計、保育需要の想定結果を区の施設更新スケジュールに反映させた推計結果について、20ページを御覧ください。

御覧いただきますと、今後40年間の大きな動きとして、未就学人口が減少する一方、保育需要率は伸びていくことが予想されます。

この数値に対しまして、私立保育施設は現状の施設を前提といたしまして、公立園のみで調整を行った結果、約40年後の令和39年4月時点で必要な施設は16園という結果となりました。

この結果に基づき、公立園16園を地域における中心的な役割を担う拠点園と位置づけまして、存続させていくという方針といたしました。

次に、選定した16園の配置図については、次ページ、21ページを御覧ください。

ここでは、区内を6区域に分け、現在既にバランスが取れている千住地域をモデルといたしまして、それぞれの区域内の拠点園1園当たりの私立施設・事業者数、就学前人口、保育需要数を算定した上で、具体的な園を選定いたしました。

18ページにお戻りいただきたいと思えます。

3の(2)、下のところですが、拠点園16園以外の指定管理、公設民営認可外施設を含む公立園については、各施設の更新時期に保育需要の分析を行った上、「民営化」または「統廃合」の方針を決定してまいります。

最後、19ページ、問題点、今後の方針についてでございますが、施設更新に当たりましては、本年度中に策定予

定の「足立区公共施設等総合管理計画の個別計画」で具体化させてまいります。

私からの報告は以上となります。

○教育長 次に、(5)について、島田子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 お手元の22ページを御覧いただきたいと思えます。

先ほど教育長からもご報告されておりますが、足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営についてということで、まず1つ目が同園の運営経過を記載してございます。

当初、平成25年7月に10年間の新田地域の人口急増に対応してつくった園だということ。今年10月には、保育需要予測から、令和5年3月、10年目で閉園することを保護者に説明した直後、11月になりまして、千葉地裁から差押命令が出てしまったということでございます。

このため、法人に対応するとともに、緊急対応ということで、直営化について動いておりました。

(5)でございますけれども、差し押さえに対し、法人側は対抗しようとしていたのですが、11月26日になりまして、法人のほうから決議を行い、指定を解除したいという申出がありましたので、11月30日をもって指定を解除し、12月1日から直営に変えたという状況でございます。

23ページの2番にございますが、同園の区直営の概要でございます。

基本方針としまして、教育委員会としては、全ての方に保育サービスを提供することは大前提でございますが、ただ、新田三丁目なかよし保育園については、時間がありませんでしたので、十分に体制が整えられないということもありまして、近くの区立新田わかば保育園との連携を前提とするとの報告がありました。

当初、12月1日の職員配置が10人、それから保育サービスについてもほぼ変わらないのですが、独自に運営されていたものについては、別の保護者の主体的な活動で補完するという形で別の事業で調整しようとしています。

また、12月7日からは、給食調理が委託できましたので、安心して食事をしていただけるような体制も整えることができました。

保護者のほうからご要望のありました(4)でございますけれども、子どもや保護者への心理面でのサポートにつきましては、12月中、毎週1回、げんきのほうから心理士を2人派遣して、行動観察を行っております。

また、子どもや保護者が心配事等を抱えた場合には、げんきの相談窓口をご案内させていただいております。

また、保護者会を月曜日から開いております、保護者から直接園長、関係担当が話を聞いており、寄り添い、ご意見を聞きながら、安心していただけるように努めているところでございます。

補足としまして、南流山福祉会のこれまでの運営経緯と、それから参考としては保育園の概要を付けてあります。

また、最後、今後の方針でございますけれども、園児及び保護者からの要望を十分に受け止めていきたい。不安のないように対応したいと考えています。

また、足立区内に残っている日ノ出町保育園に関しても、同法人の動向を教育委員会、議会にも報告していきたいと考えています。

25ページには経過概要をまとめてございますので、御覧いただければと思います。

以上です。

○教育長 次に(6)について、大久保生涯学習支援課長、お願いします。

生涯学習支援課長。

○生涯学習支援課長 資料26ページをお開きください。

「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会」の開催状況についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらの委員会につきましては、文化・読書・スポーツ分野の推進に向けて、主に3つの計画の評価を行うための組織ということで設立をしております。

設置に当たりましては、教育委員会でも条例のご審議等をいただきましたが、このたび、第1回の委員会を開催いたしましたので、そのご報告をさせていただくものでございます。

項番1、推進委員会の目的でございますが、主に3つの計画の評価と、3つの分野の推進ということで考えてございます。

この評価などの大まかな流れといたしましては、基本的

には計画の中で定めた様々な指標がございますので、そういった数値などを見ながら、毎年8月頃に助言ですとか、評価をいただくという形となります。

それを踏まえまして、区のほうでは、翌年度の予算への反映等も含めて、事業等について検討していくような形でPDCAサイクルをしっかりと回していくということで考えてございます。

また、こちらの計画自体が、令和7年度までの6年間の計画となっております、3年目の令和4年度に見直しを行う形となっております。

です、令和4年度には、特に計画の見直しに向けた3年間の実績評価ということでもお願いをしたいと考えてございます。

続きまして、項番2でございますが、第1回推進委員会の内容についてということで、概ね記載のとおりでございますが、(3)委員からの意見というところで、計画を策定したときには、新型コロナウイルス、こちらが全く感染の影響がなかったところなのでございますけれども、今、この感染の影響を受けて、今後、評価をどうしていくですとか、実際の事業をどう回していくかというところについては、改めて検討が必要かと認識をしております。

項番3、今後の予定については記載のとおりでございます。

今回は、文化、読書、スポーツの3つの部会毎に議論したいと思っております、各分野の個別の議論を進めたいと考えてございます。

今後でございますが、実質的な中身、例えば助言ですとか評価、そういったものの内容が分かりましたら、随時教育委員会のほうにご報告をさせていただきたいと考えてございます。

私からのご説明は以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から6件の報告事項がありました。

これらの件につきまして、委員からご発言をいただきたいと思えます。何か質疑がありますか。

いかがですか。

河本委員。

○河本委員 先ほどの新田三丁目なかよし保育園の件に関してなのですが、実際にこういった運営のほうの支

払いの遅延であるとか、そういうものを区のほうで事前に把握することができなかったというようなことですかね。

あと流山の法人ということで、区外ということで、そういった影響だとか、同じように区外が本拠地であるような指定管理者というのは、今、区でどのくらいの園がありますでしょうか。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 まず、区外の法人数ですが、今手元に資料がなくて申し訳ございませんが、半数ぐらいは区外だったと記憶しております。

また、法人が区外、千葉県にありましたけれども、その管理、指導ですが、やはり直接法人に対してこちらから指導するというのはなかなかできないという状況がありました。千葉県、また所在する流山市等と連携をしながら、情報共有しながら指導してきました。また、園の運営に関する例えば収支については、経理状況を明らかにしなさいということで、毎月の収支等を出させたり、不明な点があれば、文書での提出を指導してきたという状況でございます。

○教育長 いかがですか。

河本委員。

○河本委員 急遽差押命令が出て、区が直接運営することに切り替わるというお話で、もちろん保護者会などを開いて、保護者の方にはご納得いただけたのだろうとは思いますが、先ほども議会のほうへの説明で、こういうことが二度とないようにということであると、今後、こうしますというような具体的な方策はありますでしょうか。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 いろいろ検討している中で、今、幾つか考えているのは、まず協定書を結びますので、その協定書の中できちりとそういった経理面とか、あるいは理事会とか評議員会が開かれていた議事録を確認するとか、そういったことを活字として入れていくべきだと思います。

そういったことが起きれば、解除もあるのだぞというところを明確にしていかなければならないのではないかと、今、考えているところでございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 日ノ出町保育園もまだ同じ法人でございます

し、本当に急に園児が困るようなこと、預け入れ先で困るような保護者が出るようなことにならないようにお願いしたいと思います。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 資料には、複数年にわたる決算の遅れがあったと書かれています。そして、決算の遅れだけではなくて、たしか給与が遅配されていたということもお聞きしましたが、それだけのことがあったので、きっと介入をなされていると思うのですよね。どんなことをなされたのかと思ひましてお聞きしたいのですが。

○教育長 子ども施設運営課長

○子ども施設運営課長 大変重要なところでございまして、私どもも、要は運営ができないのではないかと不安が当然ありましたので、弁護士に相談をしておりました。

弁護士からは、要は委託を切る、指定を解除するということに持っていくには積み重ねが必要だと。相手がどうしてもこういう状況になってしまって、運営ができないのだということがあれば、それは指定解除の理由になるけれども、単純に法人の中で資金的に回らないとか、それだけで、指定解除なんてできないのだということで、先ほど申しました月々の収支報告を出させたり、そういったことをきちんと文書で出してこいということで、そういった積み重ねをしてまいりました。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 ちょっと補足でございますけれども、実はこの法人のうまくいっていないというところは、大分前から区のほうでも把握はしておりました。

法人の監督指導権というのは千葉県のほうにございまして、千葉県のほうからもお声がかかり、平成28年の終わり頃、仮理事ということで、これまでの理事会のメンバーではもううまくいかないだろうということで、千葉県や流山市、それから足立区から客観的な立場で、法人本部を立て直す体制を整えました。それにより、ある程度決算が進んでいなかった部分が進んだところはあったのですが、一部の、前からいる理事のお金の使い方の不明瞭な部分ですとか、あるいは前園長からのこういった差し押さえがあったことがそれに折り重なるようになりまして、一部再建をするために進んでいた部分はあるのですけれども、最終的にまだその再建するという状況には至っておりません

で、またその今までの負債を抱えたところが解消されると
いう状況にもなっていないがために、今回のまた給与の遅
配だったりとか、区のほうへの差し押さへの命令が出たと
いうようなことも重なりまして、これではもうなかなか指
定管理をやっていただくのは難しいだろうと。これまでの
いろいろなものを折り重ねていったの判断ということに
なっております。

○教育長 よろしいですか。

○近藤委員 ありがとうございます。経過が分かりました。

○教育長 また法人の会計については、千葉県が監督権限を
持っているわけで、指導、指示もしてきたわけですけれど
も、それが叶わないので、勧告、それから勧告にも従わな
いので、法人名の公表、そこまでやっていて、今後、もし
こういう状況が続くのであれば、最終的には解散命令とい
うところまであるのですけれども、この権限は千葉県のほ
うにあつて、足立区にはないというところです。

それから、給料の遅配とかそういうのがあったわけでは
すけれども、それは何とかカバーができていて、保育の
内容についてはきちんとやられているので、我々もそこに
ついてはもっと何かしろということは言えなかったと。今
回も向こうから、解除してほしいというものがあつたので
解除できた。そこについては性善説に立っていたので、こ
ういう条件ができたなら解除するよというようなこともあ
らかじめ協定の中でうたわないといけないのかなという
のが次善の策というか、そういったことも考えるというこ
とです。

ほかいかがでしょうか。

小関委員。

○小関委員 小学校の図書館支援業務のことについてです
けれども、週2回になったということで、小学校の図書館
の状態が、学校を回っていてすごく良くなったと思いま
した。そこで、先ほどの説明の中で、図書館流通センター1
社から派遣されている方々が各小学校に入っており、30
点以上であれば業者と継続して契約することが妥当であ
ると書いてあるのですが、これを決めるに当たって、1社
だけだったのか、何社も入っていたのか、この辺の背景を
教えていただけますか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 派遣事業になる前の委託事業のときから

この図書館流通センターでございました。

昨年から派遣事業を始めるに当たりまして、プロポーザ
ルの選定委員会で提案をいただきました。その際には、こ
の会社とあと2社応募がありましたけれども、1社が辞退
ということで、2社で競争して、提案で通ったのがこの会
社ということでございます。

○教育長 よろしいですか。

小関委員。

○小関委員 圧倒的にここの会社という感じだったわけ
ですね。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 提案の中では、やはり専門性の高さとか、
あるいは全国の自治体で上げている業績からしてみても、
やはり圧倒的な強さだったかなというふうに印象を受け
ています。

○教育長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。

よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第12回足
立区教育委員会定例会を閉会させていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時42分閉会

令和2年第12回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和2年12月17日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第1 第85号議案 足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	2
日程第2 第86号議案 英語マスター講座委託事業者選定委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第3 第87号議案 足立区教育財産の用途変更の承認について……………	6
日程第4 第88号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について……………	10
日程第5 教育長報告	

2 報告事項

- (1) 令和2年度小学校図書館支援業務派遣事業者評価について
《森 教育政策課長》 12
- (2) 花保中学校のコミュニティ・スクール移行に伴う学校運営協議会の設置について
《森田 学校支援課長》 14
- (3) 校外施設の利用申込み方法の変更について
《半貫 学務課長》 15
- (4) 公立園の役割と施設更新の方針について
《菊地 子ども政策課長》 17
- (5) 足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営について
《島田 子ども施設運営課長》 22
- (6) 「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会」の開催状況について
《大久保 生涯学習支援課長》 26

3 情報連絡事項

- (1) 令和2年度国内プチ留学体験の実施方法の変更について [学力定着推進課] 28
- (2) 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合新校の校名案の募集結果及び一時選考結果について [学校適正配置担当課] 29
- (3) 令和3年度新入学児童・生徒の区立小・中学校希望選択応募状況最終集計表の公表について [学務課] 30
- (4) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 33
- (5) 児童虐待防止推進月間の事業実施結果について [こども家庭支援課] 34
- (6) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 35

第 8 5 号議案

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
足立区立校外施設条例施行規則（昭和 5 0 年足立区教育委員会規則第
4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「前月」を「2 月前」に改める。

第 3 条第 2 項中「2 月前」を「3 月前」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、校外施設を令和 3 年 7 月以後に使用しようとする者について適用し、校外施設を同年 6 月以前に使用しようとする者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 3 条の規定は、校外施設を令和 3 年 7 月以後に使用しようとする同条第 1 項の抽選に当選した者について適用し、校外施設を同年 6 月以前に使用しようとする当該抽選に当選した者については、なお従前の例による。

（提案理由）

足立区立校外施設の使用申込期間の変更を行うため、この規則案を提出いたします。

第 8 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

件 名	足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則																		
所 管 部 課 名	学校運営部学務課																		
内 容	<p>1 改正の理由 校外施設（日光林間学園・鋸南自然の家）の一般利用者の利便性と施設利用率の向上を図ることを目的として、抽選申込み期間・抽選後の空室申込み期間を変更するため、規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 空室申込みの開始（第 2 条第 1 項） 抽選後の空室申込み開始日について、「前月の 1 日の午前 9 時から」を「2 月前の 1 日の午前 9 時から」に変更する。</p> <p>(2) 抽選当選後の申込み期間（第 3 条第 2 項） 抽選当選後の使用申込み期間について、使用日の属する月の「2 月前の 1 6 日から 2 5 日まで」を「3 月前の 1 6 日から 2 5 日まで」に変更する。</p> <p>3 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>4 概要（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">申込月</th> <th style="width: 15%;">3 月</th> <th style="width: 15%;">4 月</th> <th style="width: 15%;">5 月</th> <th style="width: 15%;">6 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(第 3 条関係) ※ 1 抽選利用対象月</td> <td>5 月分</td> <td>6 月分 7 月分</td> <td>8 月分</td> <td>9 月分</td> </tr> <tr> <td>(第 2 条関係) ※ 2 空室利用対象月</td> <td>3 ~ 4 月分</td> <td>4 ~ 5 月分</td> <td>5 ~ 6 月分 7 月分</td> <td>6 ~ 7 月分 8 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>ゴシックは規則改正に伴い、新たに対象となる月</p> <p>※ 1 令和 3 年 4 月 1 日より、抽選申込みの開始を使用日の属する月の「2 か月前」から「3 か月前」に変更する。</p> <p>※ 2 令和 3 年 5 月 1 日より、抽選終了後の空室申込みの開始を使用日の属する月の「1 か月前」から「2 か月前」に変更する。</p>				申込月	3 月	4 月	5 月	6 月	(第 3 条関係) ※ 1 抽選利用対象月	5 月分	6 月分 7 月分	8 月分	9 月分	(第 2 条関係) ※ 2 空室利用対象月	3 ~ 4 月分	4 ~ 5 月分	5 ~ 6 月分 7 月分	6 ~ 7 月分 8 月分
申込月	3 月	4 月	5 月	6 月															
(第 3 条関係) ※ 1 抽選利用対象月	5 月分	6 月分 7 月分	8 月分	9 月分															
(第 2 条関係) ※ 2 空室利用対象月	3 ~ 4 月分	4 ~ 5 月分	5 ~ 6 月分 7 月分	6 ~ 7 月分 8 月分															
今後の方針																			

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p>○足立区立校外施設条例施行規則</p> <p>（使用の申込）</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、足立区立校外施設（以下「校外施設」という。）を使用しようとする者は、宿泊施設にあつては使用日の属する月の<u>前月</u>の1日（当該日が第4項各号に掲げる日に当たるときは、翌日以降であつて同項各号に掲げる日以外の日。以下「申込期間の初日」という。）の午前9時から使用開始日の3日前まで、スポーツ施設にあつては申込期間の初日の午前9時から使用日までに、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）（条例第10条第1項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあつては、指定管理者。第8条及び第10条において同じ。）に申込み、承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>第3条 教育委員会は、前条第1項に規定する申込期間前に、使用の申込みができる者を抽選により定めることができる。</p> <p>2 前項の抽選に当選した者は、使用日の属する月の<u>2月前</u>の16日から25日までに前条第1項の規定による使用の申込みをすることができる。</p>	<p>○足立区立校外施設条例施行規則</p> <p>（使用の申込）</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、足立区立校外施設（以下「校外施設」という。）を使用しようとする者は、宿泊施設にあつては使用日の属する月の<u>2月前</u>の1日（当該日が第4項各号に掲げる日に当たるときは、翌日以降であつて同項各号に掲げる日以外の日。以下「申込期間の初日」という。）の午前9時から使用開始日の3日前まで、スポーツ施設にあつては申込期間の初日の午前9時から使用日までに、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）（条例第10条第1項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあつては、指定管理者。第8条及び第10条において同じ。）に申込み、承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 （現行のとおり）</p> <p>第3条 教育委員会は、前条第1項に規定する申込期間前に、使用の申込みができる者を抽選により定めることができる。</p> <p>2 前項の抽選に当選した者は、使用日の属する月の<u>3月前</u>の16日から25日までに前条第1項の規定による使用の申込みをすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p>

改正前	改正後
	<p>2 <u>改正後の第2条の規定は、校外施設を令和3年7月以後に使用しようとする者について適用し、校外施設を同年6月以前に使用しようとする者については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>改正後の第3条の規定は、校外施設を令和3年7月以後に使用しようとする同条第1項の抽選に当選した者について適用し、校外施設を同年6月以前に使用しようとする当該抽選に当選した者については、なお従前の例による。</u></p>

第 8 7 号議案

足立区教育財産の用途変更の承認について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途変更の承認について
下記のとおり教育財産の用途変更を承認する。

記

1 用途変更する教育財産

名 称	旧上沼田中学校
所 在 地	足立区江北五丁目 7 5 3 番（地番） （住居表示：足立区江北五丁目 1 4 番 1 号）
種 類	土 地
面 積	7, 9 6 3 . 2 6 m ²
用途変更の日	本議案が議決を得られた後に処理を行う。

（提案理由）

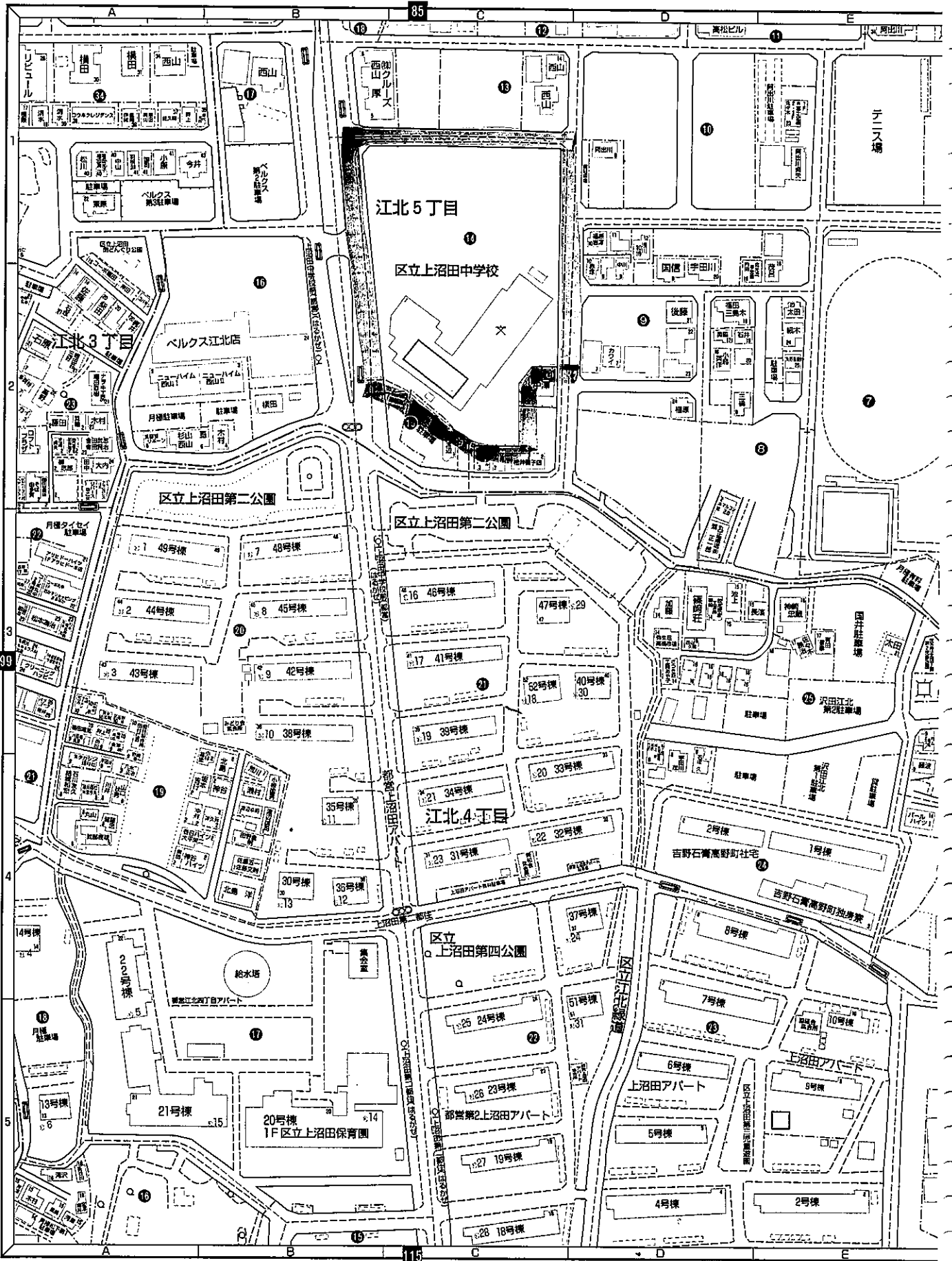
旧上沼田中学校用地について、（仮称）江北健康づくりセンター事業用地として整備所管の衛生部に所管替えする必要があるため、この案を提出いたします。

第 8 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

件 名	足立区教育財産の用途変更の承認について
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>旧上沼田中学校用地について、（仮称）江北健康づくりセンター事業用地として整備所管の衛生部に所管替えする必要があるため、この案を提出いたします。</p>
	<p>2 用途を変更する財産</p>
	<p>名 称 旧上沼田中学校</p>
	<p>所 在 地 足立区江北五丁目 7 5 3 番（地番） （住居表示：足立区江北五丁目 1 4 番 1 号）</p> <p>P 8 参照</p>
	<p>種 類 土地</p>
	<p>面 積 7,963.26 m²</p>
	<p>現 況 P 9 参照</p>
今後の方針	<p>教育委員会で本議案が議決を得られた際には、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途変更について協議し、資産管理部に引き継ぐ。</p>

100 足立区





第 8 8 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

依頼元	従事内容	従事日時
一般社団法人 日本経営協会	第 4 7 期（令和 2 年度）地方公務員 人事管理研究会 1 月例会	令和 3 年 1 月 2 7 日（水） 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 4 5

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため、この案を提出いたします。

第 8 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等</p> <p>(1) 第 4 7 期 (令和 2 年度) 地方公務員人事管理研究会 1 月例会研修講師 (一般社団法人日本経営協会)</p> <p>【講義テーマ】</p> <p>「モチベーション・マネジメント～with コロナ時代の人材育成を考える～」 (仮題)</p> <p>【ディスカッションテーマ】</p> <p>「with コロナ時代の人材育成を考える」 (仮題)</p> <p>日時：令和 3 年 1 月 2 7 日 (水) 1 3 時 3 0 分～1 6 時 4 5 分 場所：日本経営協会内専用教室 (東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-1 1-8)</p>
今後の方針	従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図り、対応する。

教 育 委 員 会 報 告

令和2年12月17日

件 名	令和2年度小学校図書館支援業務派遣事業者評価について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>令和2年度における小学校学校図書館支援員派遣事業に対する評価結果の概要を報告する。</p> <p>1 事業者評価について</p> <p>(1) 評 価 者 小学校全校長 (2) 評価対象 株式会社図書館流通センター (3) 評価項目 (全10項目) ・ 学校図書館支援員の資質・意欲・態度について (5項目) ・ 学校図書館支援員の業務について (5項目) (4) 評価方法 評価項目ごとの5段階評価 (とても良い5→良い4→普通3→悪い2→とても悪い1) <u>合計50点満点中、全校平均30点以上(60%以上)で次年度事業の継続を可とする。</u></p> <p>2 評価結果 ※ P13参照</p> <p>(1) 評価項目合計点の全校平均は、<u>38.01点</u> (76.0%)。 <u>継続更新可能な30点を超えた。</u> (2) 評価項目が異なり単純比較できないが、平均合計点は前年度比で2.98点低かった。 (3) 全項目平均は3.80点と比較的良好な評価だったが、4.0点台には届かなかった。</p> <p>3 評価結果の要因分析</p> <p>(1) 週2日の配置で学校図書館の利活用が進んだこと、支援員の知識や経験を活かした積極的な取り組みや提案、等には高評価を得た。 《例》昼休み放送等での読み語り、教員のリクエストに応じた選書や授業支援、子ども達への声掛けやレファレンス、コロナ対策としての「本の福袋」等の企画・提案 (2) 一方、6月まで続いた学校休業のため、評価期間が短く、よし悪しの判断が難しく、「3を付けざるを得なかった」という学校も多くあり、点が伸び悩んだ。 (3) 今年度の配置日数増に伴う配置換えや、新規採用の支援員が配置された学校の評価が低調となった。コミュニケーション不足や、支援員の経験・スキル不足に起因するものと考えられる。</p>
今後の方針	<p>今回課題として挙げられた事項について、事業者及び学校へ改善状況の確認を逐次行い、本事業がより効果的になるよう取り組んでいく。</p>

令和2年度 小学校図書館支援業務 派遣事業者評価票

各項目評価基準

【とても良い→5 良い→4 普通→3 悪い→2 とても悪い→1】

1 学校図書館支援員の資質・意欲・態度について	平均
①読書活動や学校図書館利活用の向上に向けて、積極的に取り組んでいる	3.75
②学校図書館支援員の服装、挨拶、言葉遣い等が適切である	3.99
③勤務態度が良好で、教職員からの信頼も厚い	3.83
④担任や図書担当教諭等と積極的に連携・協力しようと努める姿勢がみられる	3.87
⑤学校長の指示を適切に理解し、真摯に業務にあたっている	3.88
2 学校図書館支援員の業務について	平均
①学校図書館基本計画や年間活用計画、業務計画等に基づいて業務を行い、学校図書館の利活用推進に寄与している	3.72
②学校図書館支援員として、専門性を発揮しながら業務にあたっている	3.83
③整理整頓や本に親しめる掲示・展示など、学校図書館の環境整備に努めている	3.86
④問い合わせや資料要求に対して、必要な情報や資料が適切に提供されている	3.77
⑤オリエンテーションや読み語り等により、効果的な授業支援ができている	3.52
評価入力欄 合計点	38.01
評価基準・・・評価入力欄合計点の全校平均が <u>30点以上</u> （平均評定3.0以上） であれば、事業者と継続して契約することが妥当であると判断します。	

教 育 委 員 会 報 告

令和2年12月17日

件 名	花保中学校のコミュニティ・スクール移行に伴う学校運営協議会の設置について																										
所管部課名	学校運営部学校支援課																										
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6、並びに足立区学校運営協議会規則第2条に基づき、花保中学校開かれた学校づくり協議会会長から、コミュニティ・スクール移行に伴う学校運営協議会の設置について申請を受けたので、下記のとおり決定した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学校運営協議会の設置日 令和3年4月1日</p> <p>2 学校運営協議会の名称 「花保中学校開かれた学校づくり協議会運営委員会」</p> <p>3 花保中学校開かれた学校づくり協議会会長 大山 光子 氏(青少年対策保塚地区委員会副会長)</p> <p>4 委員任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>《参考》コミュニティ・スクール(学校運営協議会設置校)一覧 (小学校8校・中学校4校)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">〔学校名〕</th> <th style="text-align: center;">〔学校運営協議会設置〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 谷中中学校</td><td>平成19年10月12日</td></tr> <tr><td>2 第四中学校</td><td>平成23年11月 1日</td></tr> <tr><td>3 六月中学校</td><td>平成24年 4月 1日</td></tr> <tr><td>4 栗原北小学校</td><td>平成24年 7月 1日</td></tr> <tr><td>5 大谷田小学校</td><td>平成25年 2月 1日</td></tr> <tr><td>6 平野小学校</td><td>平成25年 3月 1日</td></tr> <tr><td>7 弥生小学校</td><td>平成25年 9月 1日</td></tr> <tr><td>8 第五中学校</td><td>平成25年 9月 1日</td></tr> <tr><td>9 西新井第一小学校</td><td>平成26年 9月 1日</td></tr> <tr><td>10 弘道小学校</td><td>平成27年12月 1日</td></tr> <tr><td>11 古千谷小学校</td><td>令和 元年 6月 1日</td></tr> <tr><td>12 綾瀬小学校</td><td>令和 2年 4月 1日</td></tr> </tbody> </table>	〔学校名〕	〔学校運営協議会設置〕	1 谷中中学校	平成19年10月12日	2 第四中学校	平成23年11月 1日	3 六月中学校	平成24年 4月 1日	4 栗原北小学校	平成24年 7月 1日	5 大谷田小学校	平成25年 2月 1日	6 平野小学校	平成25年 3月 1日	7 弥生小学校	平成25年 9月 1日	8 第五中学校	平成25年 9月 1日	9 西新井第一小学校	平成26年 9月 1日	10 弘道小学校	平成27年12月 1日	11 古千谷小学校	令和 元年 6月 1日	12 綾瀬小学校	令和 2年 4月 1日
〔学校名〕	〔学校運営協議会設置〕																										
1 谷中中学校	平成19年10月12日																										
2 第四中学校	平成23年11月 1日																										
3 六月中学校	平成24年 4月 1日																										
4 栗原北小学校	平成24年 7月 1日																										
5 大谷田小学校	平成25年 2月 1日																										
6 平野小学校	平成25年 3月 1日																										
7 弥生小学校	平成25年 9月 1日																										
8 第五中学校	平成25年 9月 1日																										
9 西新井第一小学校	平成26年 9月 1日																										
10 弘道小学校	平成27年12月 1日																										
11 古千谷小学校	令和 元年 6月 1日																										
12 綾瀬小学校	令和 2年 4月 1日																										
今後の方針	今後も学校運営協議会設置校の拡大に向けて、運営協議会未設置校の開かれた学校づくり協議会への働きかけを行っていく。																										

教 育 委 員 会 報 告

令和2年12月17日

件 名	校外施設の利用申込み方法の変更について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>校外施設（日光林間学園・鋸南自然の家）の利用申込み方法について、利用者の利便性・施設利用率の向上のため、下記のとおり変更を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更内容</p> <p>現在、抽選申込みをする際、区民事務所等で配布している抽選ハガキでの受付のみとなっている。利用者の利便性向上のため、オンラインで抽選申込みができるようにする。</p> <p>(1) 変更日 令和3年4月1日（7月利用分から）</p> <p>(2) 実施方法 指定管理者が作成している校外施設のHPを改修し、申込みフォームを作成する。利用者が直接入力することで、抽選申込みができるようにする。</p> <p>(3) 抽選ハガキによる申込み 利用者アンケートの結果、「従前どおりが良い」という意見が多かったため、ハガキによる抽選申込みも併用する。</p> <p>(4) 周知開始 令和3年2月から</p> <p>(5) 周知方法 ア 令和3年2月以降の宿泊者に対し、改訂した利用案内を直接配布する。 イ 平成31年4月1日～令和3年1月までの利用代表者全員に案内ハガキを送付する（令和3年2月～）。 ウ 区HPおよび指定管理者HPに掲載する（令和3年2月～）。 エ 利用案内を区民事務所等に配布する（令和3年2月～）。 オ あだち広報3月25日号に掲載（予定）。</p> <p>(6) その他 抽選申込み方法の追加に伴い、令和3年度の年度協定より指定管理業務仕様書の内容を変更する。また、指定管理者が変更となった際にも対応できるよう、公募要項に本業務内容を追加する。</p>

(参考) 申込み方法についての利用者アンケート
平成31年4月～令和2年8月

回答項目	回答数	割合
① 従来どおりが良い (2か月先の利用分をハガキ抽選→空室申込み)	687	76.0%
② 抽選を無くし、電話申込みのみが良い	142	15.7%
③ 抽選を無くし、インターネット申込みのみが良い	75	8.3%

年代別内訳

	34歳以下	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
回答数	116	339	229	104	116
① 従来どおり	80%	72%	80%	75%	78%
② 電話のみ	10%	16%	15%	15%	20%
③ ネットのみ	10%	12%	5%	10%	2%

2 スケジュール

- 令和3年1月 文教委員会に報告
- 2月 宿泊者に利用案内チラシを配布
- 〃 区民事務所等で利用案内チラシを配布
- 〃 令和元年度・令和2年度宿泊者に案内ハガキを送付
- 3月 あだち広報に掲載

今後の方針

教 育 委 員 会 報 告

令和2年12月17日

件 名	公立園の役割と施設更新の方針について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課 待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課
内 容	<p>これまで、保育ニーズの増加・多様化に対応するため、公立園の民営化や保育所の整備を計画的に進めた結果、待機児童の解消については、一定の成果がでたところである。</p> <p>引き続き、多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るため、公立園の役割を整理し、今後の人口推計及び保育需要、地域バランス等を考慮した推計を行った。その結果に基づき、以下の方針を策定したため報告する。</p> <p>1 公立園の役割</p> <p>保育ニーズがより一層多様化していることを踏まえ、これまで庁内外で検討を続けてきた結果、地域において公立園が果たすべき将来的な役割を以下の3点に集約した。</p> <p>(1) 教育・保育の拠点機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域子育て支援の拠点 イ 小規模保育・保育ママの支援 ウ 発達支援児の対応モデルの構築と私立保育園へのノウハウの提供 <p>(2) 地域のセーフティネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療的ケア児受け入れの実施 イ 災害時の受け入れの実施 ウ 虐待、養育困難家庭等の児童の緊急的な受け入れ <p>(3) 保育人材育成の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 園運営や支援・連携のスキルを備えた人材の計画的な育成 イ 地域の保育施設の人材育成 <p>2 保育需要等の推計方法（P20参照）</p> <p>(1) 未就学人口※に基づき、保育需要の想定を行い、公共施設等総合管理計画スケジュールに反映させる。</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 足立区人口推計（令和2年2月）の低位推計による</p> <p>(2) 存続園判断のため、総合管理計画の各期における適正な保育需要を算出する。</p>

- (3) 私立保育施設は現状の施設数を前提とし、公立園
(47園[直営園30、指定管理園17])のみで調整を行う。

3 公立園の役割を踏まえた施設更新の考え方(方針)

- (1) 公立園の役割と保育需要等の推計に基づき、公立園16園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、存続させる(P21参照)。

16園は現時点での暫定目標数であり、拠点園の役割検証、保育需要の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。

【拠点園の選定理由】

拠点園の選定にあたり、保育需要と地域バランスがとれている千住地域をモデルとして、以下のとおり、選定の際の前提条件を付した。なお、個別の選定理由については、以下のとおりである。

【選定にあたり考慮した条件】

- ア 1拠点園あたりの私立施設、事業者数が概ね20事業者前後となること
- イ 1拠点園あたりの就学前人口が概ね2,000人前後となること
- ウ 子ども・子育て支援事業計画に合わせて区内を6区域に分け、1拠点園あたりの保育需要数が概ね1,000人前後となること

【個別の選定理由】

- ア 区単独で計画的な施設更新が可能な園(10園)
- イ 区直営の幼児教育施設を有する園(1園)
- ウ 上記にそぐわないが、地域に保育施設がない(4園)
 - ※ 都住等更新時に余剰地での建替を検討
- エ 建替え済み都住併設(1園)
 - ※ 建替時に保育園も更新済み。すでに一時保育室などが整備されている。

- (2) 拠点園以外(指定管理、公設民営認可外施設を含む)については、毎年策定する「足立区待機児童解消アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期に「民営化」「統廃合」等の方針を決定する。

- (3) 施設更新にあたっては、公立園の役割を踏まえた戦略的な視点を盛り込み、「足立区公共施設等総合管理計画の個別計画」で具体化していく。

4 期別推計

各期当初において存続する保育施設数は以下のとおりである。

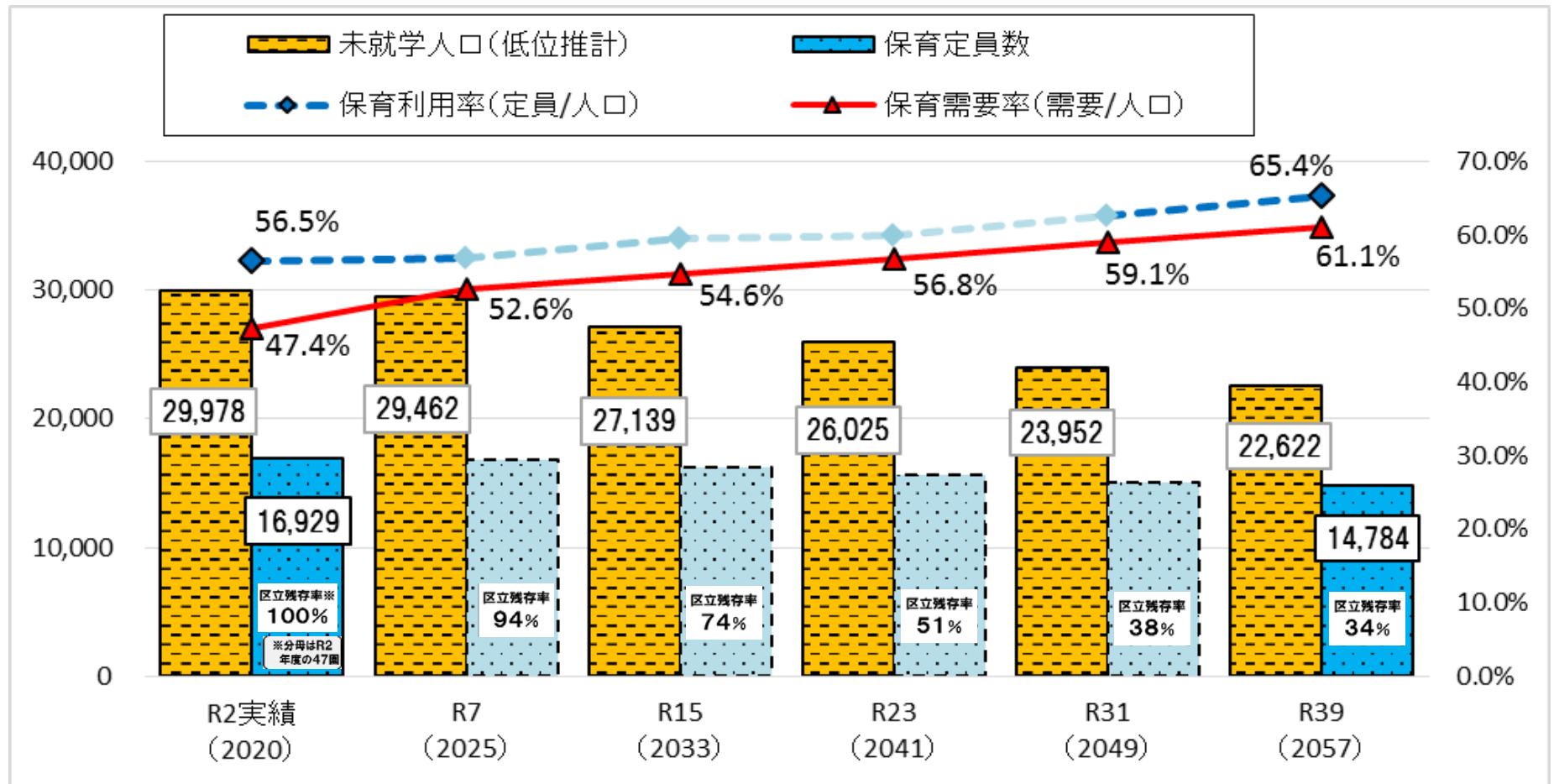
第1期（平成29年～令和6年）	公立園	47園
第2期（令和7年～14年）	公立園	44園
第3期（令和15年～22年）	公立園	35園
第4期（令和23年～30年）	公立園	24園
第5期（令和31年～38年）	公立園	18園
第5期終了時点（令和39年当初）	公立園	16園

今後の方針

各期における詳細な園については、本方針を踏まえて、「足立区公共施設等総合管理計画の個別計画」（令和2年度中に策定予定）で具体化させていく。

保育需要率・保育利用率の推移(想定)

公共施設等総合管理計画	第1期(H29~R6) R2.4	第2期(R7~R14) R7.4	第3期(R15~R22) R15.4	第4期(R23~30) R23.4	第5期(R31~R38) R31.4	第5期終了時点 R39.4	公立園削減数 (R2~R38年度)
公立園数	47園	44園	35園	24園	18園	16園	合計 31園減



《拠点園の選定理由》 ※記載の園は、地域の状況等を踏まえた、現時点での暫定目標園である。

- ① **単館園** (10園) … 区単独で計画的な更新が可能である
- ② **こども園のモデル** (1園) … 区直営の幼児教育施設を保持する
- ③ **都住・UR団地併設** (4園) … 上記には当てはまらないが、地域に保育施設がない(都住等更新時に余剰地での建替を検討)
- ④ **建替済み都住併設** (1園) … 建替時に保育園も更新済み。すでに一時保育室など整備されている

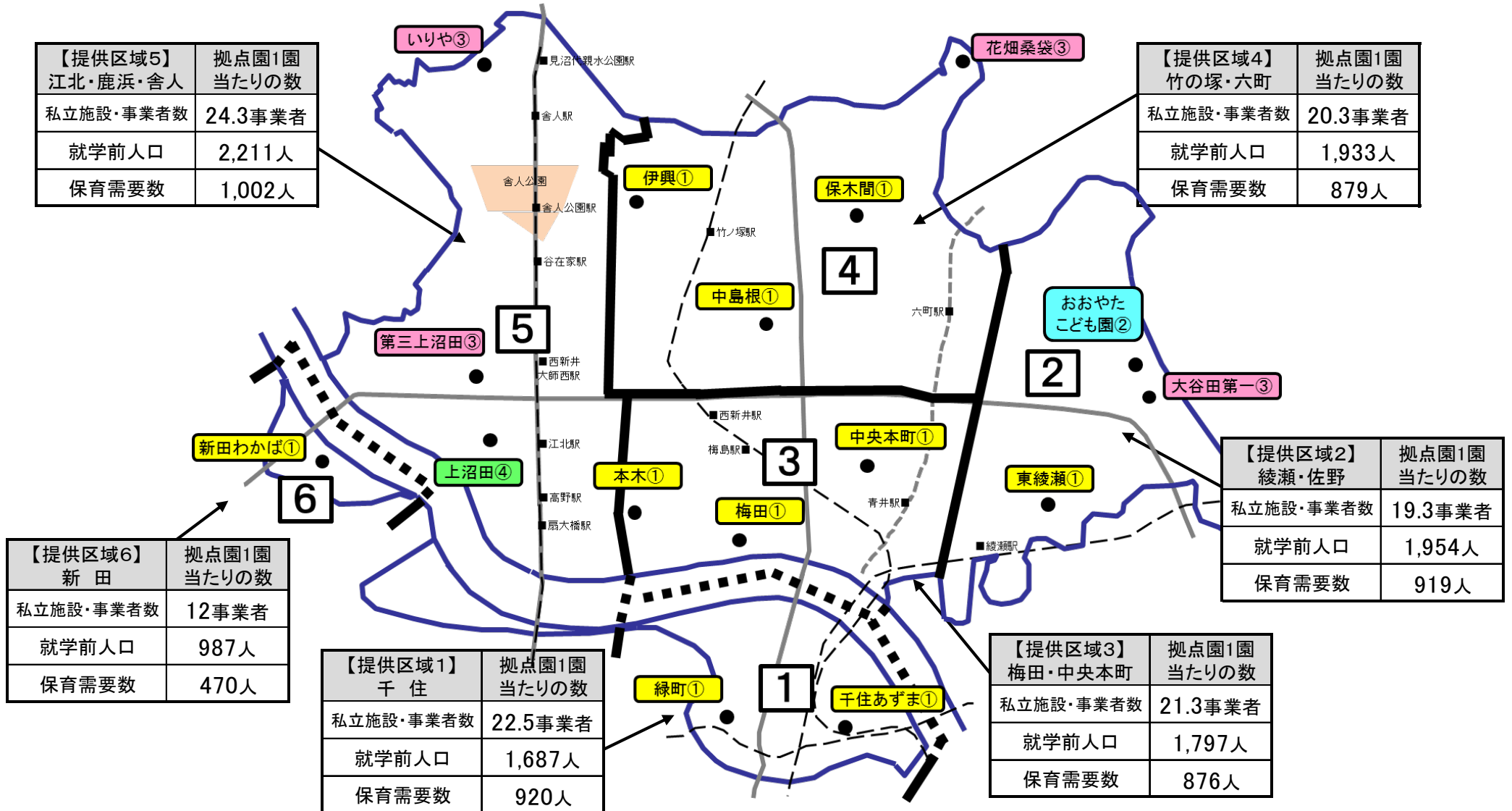
[凡例]

【提供区域●】 地域名	拠点園1園 当たりの数
私立施設・事業者数	××事業者
就学前人口	××××人
保育需要数	××××人

令和3年4月1日時点
(※指定管理含む)
令和2年4月1日時点

千住あずま②

①②③④は、
《拠点園の選定理由》
の番号に対応する



教 育 委 員 会 報 告

令和2年12月17日

件 名	足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>足立区立新田三丁目なかよし保育園（以下、「同園」）の運営と、これに関連した南流山福祉会（以下、「同法人」）の動向について、これまでの経過と今後の方針について報告する。</p> <p>1 同園の運営経過等</p> <p>(1) 開園時の方針 同園は、平成25年7月に新田地域の一時的な保育需要を見込み、プレハブ園舎として設置し、同法人を指定管理者に指定し運営してきた。 設置当初から10年を目途に閉園することを想定し、園舎のリース契約等を行っている。</p> <p>(2) 閉園の判断 令和2年10月には、最新の保育需要予測から、同園を除いた新田地域の定員数で保育需要を確保できる見込みであることが確認できたため、設置当初の予定どおり令和5年3月で閉園することとし、保護者説明会を実施した。</p> <p>(3) 債権差押命令 千葉地方裁判所松戸支部から債権差押命令（当区と流山市を第三債権者と指定、11月2日付）が届き、同法人へ支払う予定の運営費を差押えられる事態となった。</p> <p>(4) 上記（3）への対応 同法人に対し、当該差押えに関する対応及び法人運営の現状と今後について、文書にて説明を求めるとともに、同法人が同園を運営できなくなった場合を想定し、同園職員の従事の継続を含め、区直営とする準備を進めてきた。</p> <p>(5) 区直営の決定 同法人は、差押えに対し和解を前提に原告側と協議してきたが、そのための資金が不足することから、他法人等に支援を求め、事業譲渡等の交渉を重ねてきた。 しかし、11月26日の同法人理事会において、同園の指定管理者の指定を解除する決議を行い、当区へ文書を提出した。 以上のことから当区は、11月30日付けで同法人を同園の指定管理の指定から解除し、区直営園として運営することとした。 11月28日には緊急保護者説明会を開き、12月1日以降の運営体制について保護者へ理解を求めた。</p>

また、12月3日に新田地区連絡協議会へ説明を行った。

2 同園の区直営の概要

(1) 基本方針

- ① 教育委員会として、すべての方に保育サービスを提供する。
- ② 時間がない中での対応であり、新田三丁目なかよし保育園においては、直ちに十分に体制が整えられないため、区立新田わかば保育園との連携を前提とする。

※ 同園の運営は、園児にも保護者にも安定した保育を提供することを第一に、子ども家庭部全体で、人的・物的支援体制を構築し実施している。

(2) 区職員の配置（12月1日現在）

園長 1人、主任 1人、職員 5人、
会計年度任用職員 3人、計10人
（うち継続した職員 3人）

(3) 保育サービス

- ① 基本的な保育サービスは変更なし。
- ② 法人独自で実施していた体操教室、英語教室などは実施しない。ただし、保護者の主体的な活動で補完することで調整中。
- ③ 12月7日から給食調理委託とするまで、簡易的な給食とした。3歳から5歳の園児には、新田わかば保育園にて給食を含めて連携して保育を行っている。

(4) 子どもや保護者の心理面でのサポート

- ① 12月中、週一回程度子どもの行動観察を行う。
- ② 不安や心配事を相談できるよう子ども支援センターげんきの相談窓口を案内している。

【補足】

1 南流山福祉会のこれまでの運営経緯

- (1) 南流山福祉会は、理事会が機能しておらず、理事長の座の争い、運営が不明瞭な会計処理、複数年にわたる決算の遅れなどがあった。
- (2) 平成28年度末、千葉県知事より選任された役員が理事会に加わり、問題点の洗い出し、債務の調査、遅れていた財務処理が行われた。
- (3) 遅れていた平成27年度以降の決算処理も平成31年度分まで、課題はありながらも理事会の承認を得るに至っている。
- (4) 現在、資金不足を自力で解消することが難しいため、他の法人への資金面での協力を依頼し立て直しに努めている。

- 2 同園のこれまでの直営に至った経過及び同法人の動向をまとめた「経過概要」（P 2 5 参照）を添付する。

【参考】

足立区立新田三丁目なかよし保育園（概要）

- 1 施設住所
足立区新田三丁目 1 7 番 1 4 号
- 2 開園（予定）期間
平成 2 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施設定員

1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
6 名	8 名	1 0 名	1 0 名	1 0 名	4 4 名

- 4 解除した指定管理者の概要
 名 称 社会福祉法人 南流山福社会
 理事長 西臣 正男
 所在地 千葉県流山市南流山七丁目 5 番 1 号
 運営園 私立日ノ出町保育園（足立区）
 私立流山なかよし保育園（千葉県流山市）

今後の方針

- 1 新田三丁目なかよし保育園については、現在在籍している園児及び保護者からの要望を十分に受け止め、不安の無いよう対応していく。
- 2 また、同園の運営終了時期については、現時点では令和 5 年 3 月とし、保護者の転園動向や新田エリアの待機児童の状況などを見ながらより適切な方法で実施していく。
- 3 指定管理者であった同法人については、運営費の精算を進め、残金が発生すれば適切に対処していく。
- 4 同法人が運営する日ノ出町保育園に関しても、同法人の動向等と同様に、適宜、教育委員会や議会への報告を継続していく。
- 5 今後、このような事態の発生防ぐため、指定管理者の指導を徹底していく。
- 6 法人本部については、区内に法人本部がある社会福祉法人以外は、区として指導をすることができないが、所管する都道府県や市区と協力するとともに、区としてできることを検討していく。

経 過 概 要

令和2年12月17日

日付	新田三丁目なかよし保育園の主な動き (◆=法人関連)
令和元年 6月25日	職員の給与支払遅延が発生(27日に支払確認)
令和2年 1月6日	千葉県が南流山福社会(法人)に計算書類等の未届出、不適正な会計処理等についての勧告実施◆
6月16日	流山なかよし保育園元園長等の給与未払訴訟により、5千万円超の賠償金判決が出る◆
6月30日	職員の賞与支払の遅延が発生(7月10日に支払確認)
7月14日	区が法人に賞与支払遅延についての説明を求める文書を送付◆
7月29日	法人の口座が差押えとなる◆
7月29日 ~30日	区が法人へ運営資金残高の状況確認、今後の法人運営についてのヒアリング実施◆
8月7日	区が法人に今後の資金繰りについて説明を求める文書を送付◆
8月21日	千葉県が法人勧告内容についての公表実施◆
9月10日	法人から説明文の提出がなく区から再度提出を促す文書を送付◆
10月12日	令和5年3月末で閉園することについて保護者説明会通知送付
10月23日	閉園について保護者説明会開催①
10月24日	閉園について保護者説明会開催②
11月4日	11月2日付で千葉地方裁判所より給与未払訴訟に伴う、足立区・流山市が運営費支払の差押命令を受ける
11月10日	法人関係者からの状況報告と今後の対応について①◆
11月11日	新田三丁目なかよし保育園職員への説明① 差押について緊急保護者説明会の通知送付
11月13日	法人理事長と協議、区から法人へ園運営に関する文書照会◆ 新田三丁目なかよし保育園職員への説明②
11月17日	法人関係者からの状況報告と今後の対応について②◆
11月18日	法人主催の協議会実施、裁判和解期日◆
11月19日	新田三丁目なかよし保育園職員への説明③
11月20日	東京法務局へ差押えに伴う供託金の支払実施 差押えについて緊急保護者説明会①
11月21日	差押えについて緊急保護者説明会②
11月26日	法人理事会にて指定管理者の指定解除を決議(区が文書受領)◆
11月27日	聴聞実施(法人欠席)◆
11月28日	区直営について緊急保護者説明会
11月30日	区が法人の指定管理者の指定を解除する決定◆
12月1日	区が新田三丁目なかよし保育園の直営を開始

教 育 委 員 会 報 告

令和2年12月17日

件 名	「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会」の開催状況について						
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課、地域文化課、スポーツ振興課、中央図書館						
内 容	<p>「足立区文化芸術推進計画」「足立区読書活動推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」（以下「3分野計画」という。）の推進にあたり、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「推進委員会」という。）を下記のとおり開催した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 推進委員会の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3分野計画の進行の一体的な管理及び評価 ・ 足立区における文化芸術、読書活動、運動・スポーツの推進 <p>2 第1回推進委員会について</p> <p>(1) 日時 令和2年11月24日（火） 午後3時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委嘱状交付（P27「委員名簿」を参照） ② 諮問 ③ 推進委員会の今後の進め方 ④ 個別計画の概要 <p>(3) 委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他分野の部会を傍聴できるよう、各部会の日程が重ならないように配慮して欲しい。 ・ 各計画は、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前に策定されたものである。今後は、感染症の影響や「新しい生活様式」を踏まえた施策展開と評価の実施を検討して欲しい。 <p>3 今後の予定</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 第1回文化芸術部会</td> <td>令和3年2月12日（金）</td> </tr> <tr> <td>(2) 第1回読書部会</td> <td>令和3年2月 4日（木）</td> </tr> <tr> <td>(3) 第1回運動・スポーツ部会</td> <td>令和3年2月 8日（月）</td> </tr> </table>	(1) 第1回文化芸術部会	令和3年2月12日（金）	(2) 第1回読書部会	令和3年2月 4日（木）	(3) 第1回運動・スポーツ部会	令和3年2月 8日（月）
(1) 第1回文化芸術部会	令和3年2月12日（金）						
(2) 第1回読書部会	令和3年2月 4日（木）						
(3) 第1回運動・スポーツ部会	令和3年2月 8日（月）						
今後の方針	推進委員会及び部会で意見交換を行いながら、コロナ禍における施策や事業、及び評価のあり方について検討していく。						

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会 委員名簿

令和2年11月24日

No.	委員区分	氏名	役職・団体等	部会
1	学識経験者	岩永 雅也	放送大学 副学長	—
2	学識経験者	西岡 龍彦	東京藝術大学 名誉教授	文化芸術
3	学識経験者	原田 隆史	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授	読書
4	学識経験者	藤後 悦子	東京未来大学 こども心理学部 教授	運動・ スポーツ
5	区議会議員	ぬかが 和子	—	文化芸術
6	区議会議員	水野 あゆみ	—	読書
7	区議会議員	くじらい 実	—	運動・ スポーツ
8	—	中野 哲夫	株式会社東急文化村 代表取締役社長	文化芸術
9	—	傍嶋 賢	SOBAJIMA STUDIO 代表	文化芸術
10	—	葛西 啓之	和太鼓グループ彩-sai- 代表	文化芸術
11	—	吉満 明子	株式会社センジュ出版 代表取締役	読書
12	—	田口 幹人	合同会社未来読書研究所 代表	読書
13	—	沢井 範子	足立区立保育園長会会長・田中央本町保育園長	読書
14	—	栢山 猛	株式会社サンベルクスホールディングス スポーツクラブ事業部 事業部長	運動・ スポーツ
15	—	原 則子	足立区視力障害者福祉協会 理事	運動・ スポーツ
16	—	阿部 恵美	足立区肢体不自由児者父母の会	運動・ スポーツ

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年12月17日

件 名	令和2年度国内プチ留学体験の実施方法の変更について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>英語マスター講座修了生を対象とする国内プチ留学体験「ブリティッシュヒルズ」について、新型コロナウイルス感染症防止のため、次のとおり区内施設への通所型参加方式に変更して実施する。</p> <p>1 実施方法 変更前：宿泊型 <u>変更後：通所型（ブリティッシュヒルズからネイティブ講師派遣）</u></p> <p>2 実施日程 変更前：令和3年3月27日(土)～3月29日(月) 2泊3日 <u>変更後：令和3年3月27日(土)・3月28日(日) 2日間</u></p> <p>3 実施場所 こども支援センターげんき</p> <p>4 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度生 89名のうち希望者 ・ 令和元年度生（※） 87名のうち希望者 <p>※ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和元年度の同事業が中止となったため、併せて参加を呼びかける。</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年12月17日

件 名	北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合新校の校名案の募集結果及び一次選考結果について
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内 容	<p>北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合新校の校名案の募集結果及び一次選考結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 統合新校の校名案の募集結果</p> <p>令和2年9月1日（火）から9月30日（水）まで、両校の児童、保護者及び地域等を対象に校名案の募集を行った。結果は以下のとおり。 応募人数：180人、応募件数：386件、校名案：209件</p> <p>2 統合新校の校名案の一次選考結果</p> <p>11月16日（月）に統合地域協議会を開催して一次選考を行い、以下の6案を選定した（五十音順で記載）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿浜（しかはま） ・ 鹿浜北西（しかはまきたにし・しかはまほくさい・しかはまほくせい） ・ 鹿浜獅宝（しかはましほう） ・ 鹿浜西北（しかはませいほく） ・ 鹿浜北星（しかはまほくせい） ・ 鹿浜未来（しかはまみらい） <p>3 PRの方法</p> <p>統合地域協議会ニュースを12月に発行し、両校の開かれた学校づくり協議会委員及び両校、皿沼小学校、鹿浜第一小学校、鹿浜五色桜小学校の保護者等に配付する。また、鹿浜地区の各町会・自治会には、回覧板にて周知する。併せてホームページへの掲載とTwitterへの投稿を行う。</p>
今後の方針	<p>令和3年1月29日（金）に統合地域協議会を開催して最終選考を行い、一次選考で選定した6案の中から1案を選定する。</p> <p>校名案は応募件数の多寡にかかわらず、統合新校にふさわしいか、両校の地域の特色を出しているか、統合新校及び両校の地域に対する思いが伝わるか、の3点を基準にして選定する。</p>

教育委員会情報連絡

令和2年12月17日

件名	令和3年度新入学児童・生徒の区立小・中学校希望選択応募状況最終集計表の公表について
所管部課名	学校運営部学務課
内容	<p>令和3年度新入学児童・生徒の区立小・中学校希望選択の応募状況について、11月27日に最終集計の公表を行った。</p> <p>1 希望選択の応募状況の最終集計結果 P31～32の「令和3年度新入学 小・中学校選択の応募状況（最終集計表）」のとおりである。 なお、備考欄の「抽選校」の表示は、入学見込者数が受入可能人数を上回り抽選を実施する学校である。また「凍結校」の表示は、抽選は行わないが、受け入れる余地が無い場合、以降は学区域外から選択はできない学校である。</p> <p>2 スケジュール</p> <p>(1) 抽選会の実施 抽選を行う学校に応募した、学区域外の児童・生徒を対象に抽選を実施する期間 令和2年12月8日（火）から11日（金）まで</p> <p>(2) 就学通知書の発送 令和3年1月20日（水）</p> <p>(3) 繰上げ処理期間 抽選校への入学を辞退する児童・生徒が出た場合に、補欠者を順次繰上する期間 令和3年1月下旬から2月26日（金）まで</p> <p>(4) 最終待機者の指定校変更期間 繰上げとならなかった者の指定校変更期間 令和3年2月26日（金）から3月5日（金）まで</p> <p>【掲示施設】 学務課、区立小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、区民事務所、住区センター、児童館、図書館、生涯学習センター、地域学習センター、こども支援センターげんき、障がい福祉センター</p>
今後の方針	

令和3年度 新入学 小学校選択の応募状況（最終集計表）

令和3年度入学（新1年生）の最終応募状況は、次のとおりです。〔11月12日現在〕

No.	学校名	受入可能人数	応募人数			備考
			計	学区域内人数	学区域外人数	
1	青井小	65	53	46	7	
2	足立小	100	98	69	29	
3	足立入谷小	65	9	9	0	
4	綾瀬小	170	146	115	31	
5	伊興小	100	83	70	13	
6	梅島小	100	96	65	31	凍結
7	梅島第一小	65	42	33	9	
8	梅島第二小	65	44	38	6	
9	桜花小	65	70	58	12	抽選
10	扇小	65	81	49	32	抽選
11	大谷田小	65	62	50	12	凍結
12	興本小	100	63	33	30	
13	加平小	100	100	54	46	抽選
14	亀田小	135	115	102	13	
15	北三谷小	65	56	41	15	
16	北鹿浜小	65	41	30	11	
17	栗島小	100	53	52	1	
18	栗原小	65	61	35	26	
19	栗原北小	100	53	38	15	
20	弘道小	65	48	40	8	
21	弘道第一小	65	61	36	25	
22	江北小	65	51	43	8	
23	高野小	65	67	35	32	凍結
24	古千谷小	75	83	70	13	凍結
25	皿沼小	65	57	51	6	
26	鹿浜五色桜小	100	71	41	30	
27	鹿浜第一小	100	81	57	24	
28	鹿浜西小	65	21	19	2	
29	島根小	100	95	69	26	凍結
30	新田小	200	192	189	3	
31	関原小	100	78	58	20	
32	千寿小	190	180	159	21	
33	千寿桜小	100	88	63	25	
34	千寿常東小	100	70	66	4	
35	千寿第八小	100	98	92	6	

No.	学校名	受入可能人数	応募人数			備考
			計	学区域内人数	学区域外人数	
36	千寿双葉小	100	87	75	12	
37	千寿本町小	65	98	58	40	抽選
38	竹の塚小	65	45	26	19	
39	辰沼小	100	88	52	36	
40	寺地小	65	68	64	4	抽選
41	舎人小	100	80	57	23	
42	舎人第一小	100	84	55	29	
43	中川小	65	49	32	17	
44	中川北小	100	71	57	14	
45	中川東小	65	55	47	8	
46	中島根小	100	46	39	7	
47	長門小	65	43	41	2	
48	西新井小	100	89	65	24	
49	西新井第一小	100	52	38	14	
50	西新井第二小	65	42	31	11	
51	西伊興小	115	137	125	12	抽選
52	西保木間小	65	30	27	3	
53	花畑小	65	49	39	10	
54	花畑第一小	100	78	69	9	
55	花畑西小	65	50	21	29	
56	花保小	100	97	75	22	凍結
57	東綾瀬小	115	95	73	22	
58	東伊興小	100	103	97	6	抽選
59	東加平小	100	108	88	20	抽選
60	東栗原小	100	64	55	9	
61	東淵江小	135	98	84	14	
62	平野小	100	96	85	11	
63	淵江小	65	61	37	24	
64	淵江第一小	100	93	78	15	
65	保木間小	65	63	47	16	
66	宮城小	135	90	90	0	
67	六木小	100	75	67	8	
68	本木小	65	63	45	18	凍結
69	弥生小	100	100	55	45	凍結

応募人数には、国立・私立学校等の入学希望者も含まれています。

抽選会の当選者数は、他校の抽選落選者数や転入・転出等を勘案して決定するため、『受入可能人数 - 学区域内人数』とは異なります。

◆抽選校及び抽選日（抽選の対象者には「抽選時間・会場」等について郵送で通知します。）

抽選校	抽選日
加平小学校	12月10日（木）午後
千寿本町小学校	12月10日（木）〃
寺地小学校	12月10日（木）〃
東伊興小学校	12月10日（木）〃

抽選校	抽選日
桜花小学校	12月11日（金）午前
扇小学校	12月11日（金）〃
西伊興小学校	12月11日（金）〃
東加平小学校	12月11日（金）〃

◆凍結校とは「学区域外からの受付と指定校変更の受付を制限する学校」です。

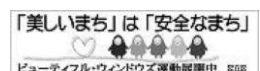
今後、受入可能人数に達した学校は随時「凍結校」となり、希望者の入学を制限していきます。

ただし凍結になった学校でも、令和3年2月25日現在の欠員の状況によっては、凍結を解除することもあります。

凍結の追加・解除については、区ホームページのみで公表いたします。

ホームページをご覧になれない方は、令和3年2月25日から3月5日（平日8:30～17:00まで）にお問い合わせください。

※問い合わせ先 足立区教育委員会学務課就学係 TEL 3880-5969



令和3年度 新入学 中学校選択の応募状況（最終集計表）

令和3年度入学（新1年生）の最終応募状況は、次のとおりです。〔11月12日現在〕

No.	学校名	受入可能人数	応募人数			備考
			計	学区 区内人数	学区 区外人数	
1	第一中	130	151	136	15	凍結
2	第四中	205	301	109	192	抽選
3	第五中	95	104	75	29	
4	第六中	95	95	83	12	凍結
5	第七中	130	190	113	77	抽選
6	第九中	165	180	136	44	凍結
7	第十中	165	206	134	72	抽選
8	第十一中	205	280	129	151	抽選
9	第十二中	165	127	113	14	
10	第十三中	205	217	160	57	
11	第十四中	270	278	146	132	
12	青井中	60	36	20	16	
13	伊興中	205	208	167	41	
14	入谷中	60	47	36	11	
15	入谷南中	130	126	90	36	
16	扇中	95	65	61	4	
17	加賀中	95	58	49	9	
18	蒲原中	205	237	205	32	抽選

No.	学校名	受入可能人数	応募人数			備考
			計	学区 区内人数	学区 区外人数	
19	栗島中	60	66	47	19	
20	江南中	60	69	69	0	
21	江北桜中	130	169	107	62	抽選
22	鹿浜菜の花中	195	164	130	34	
23	新田中	230	269	262	7	
24	千寿青葉中	130	130	112	18	
25	千寿桜堤中	165	332	176	156	抽選
26	竹の塚中	60	61	44	17	
27	西新井中	165	240	139	101	抽選
28	花畑中	95	128	80	48	抽選
29	花畑北中	60	28	24	4	
30	花保中	95	97	83	14	
31	東綾瀬中	205	224	180	44	
32	東島根中	130	107	76	31	
33	瀏江中	205	199	131	68	
34	谷中中	165	187	159	28	抽選
35	六月中	205	158	84	74	

応募人数には、国立・都立・私立学校等の入学希望者も含まれています。

抽選会の当選者数は、他校の抽選落選者数や転入・転出等を勘案して決定するため、『受入可能人数 - 学区区内人数』とは異なります。

◆抽選校及び抽選日（抽選の対象者には「抽選時間・会場」等について郵送で通知します。）

抽選校	抽選日
第七中学校	12月 8日 (火) 午前
西新井中学校	12月 8日 (火) //
第四中学校	12月 8日 (火) 午後
江北桜中学校	12月 9日 (水) 午前
千寿桜堤中学校	12月 9日 (水) //

抽選校	抽選日
第十中学校	12月 9日 (水) 午後
第十一中学校	12月 9日 (水) //
蒲原中学校	12月 10日 (木) 午前
花畑中学校	12月 10日 (木) //
谷中中学校	12月 10日 (木) //

◆凍結校とは「学区外からの受付と指定校変更の受付を制限する学校」です。

今後、受入可能人数に達した学校は随時「凍結校」となり、希望者の入学を制限していきます。

ただし凍結になった学校でも、令和3年2月25日現在の欠員の状況によっては、凍結を解除することもあります。

凍結の追加・解除については、区ホームページのみで公表いたします。

ホームページをご覧になれない方は、令和3年2月25日から3月5日（平日8：30～17：00まで）にお問い合わせください。

事業実施報告（11月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習センター他	15人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	0人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	0人
「成人の日の集い」 実行委員会（第12・13回）	5日（木）	庁舎ホール	12人
	26日（木）		15人
あだち日曜教室	8日（日）	ギャラクシティ	28人
科学体験講座	8日（日）	ギャラクシティ	19人
	22日（日）		
ものづくり講座	14日（土）	ギャラクシティ	50人
紙芝居講座	17日（火）	ギャラクシティ	中止
親子体験キャンプ	22日（日）	舎人公園	26人
ドラムサークル	28日（土）	ギャラクシティ	中止
星空観察講座	28日（土）	ギャラクシティ	9人

事業実施予定（12月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	40人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	3人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	6人
ジュニアリーダースーパー 研修会	6日（日）	梅田地域学習センター	50人
オンデマンド de 科学・ものづくり体験教室	11日（金）～ 24日（木） 19日（土）のみ	各家庭（動画配信）	183人
		区役所アトリウム （動画配信）	2人
星空観察講座	12日（土）	ギャラクシティ	10人
あだち日曜教室	13日（日）	梅田地域学習センター	40人
科学体験講座	13日（日）	ギャラクシティ	30人
	27日（日）		
「成人の日の集い」 実行委員会（第14回）	17日（木）	庁舎ホール	20人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年12月17日

件 名	児童虐待防止推進月間の事業実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんき こども家庭支援課
内 容	<p>11月は「児童虐待防止推進月間」として、国、自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけられている。 足立区においても以下のとおり、啓発事業を行った。</p> <p>1 養育家庭PRパネル展示 里親などの養育家庭制度の周知と登録を促進するための展示を行った。 (1) 日時 11月9日(月) 正午～11月16日(月) 午後5時 (2) 場所 足立区役所 本庁舎1階 アトリウム</p> <p>2 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方の体験発表会を行った。 (1) 日 時 11月14日(土) 午前10時～正午 (2) 場 所 こども支援センターげんき 5階 研修室3 (3) 参加者 養育家庭制度に関心がある区民 26名</p> <p>3 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 1、2歳児のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と育児スキルを高める方法を学ぶ講座を開催した。 (1) 日 時 11月5日～12月10日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 場 所 こども支援センターげんき 3階 プレイルーム (3) 参加者 6名(応募者6名)</p> <p>4 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2020」 ※ 例年、民生・児童委員、PTAなどにご協力いただき、駅頭にて、児童虐待予防のチラシと啓発グッズを配布し、児童虐待防止の普及啓発を行っていたが、<u>今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止とした。</u></p>
今後の方針	

行事实施結果（11月1日～11月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
読み語りのためのボイストレーニング講座 《5日制》 9/28～11/2 毎(月)10:00～12:00 最終日 11/2(月) 13:00～16:30 おはなし会実習 講師 山下芳子氏(足立区演劇連盟事務局長、演出家)	11/2(月) 13:00～16:30 おはなし会実習	生涯学習センター 講堂	12人
スペシャルおはなし会 ～読み語りキャラバン in 学びピア～ 出演 今年度「読み語りのためのボイストレーニング講座」受講者	11/2(月) 15:30～16:00	生涯学習センター	21人
子どもと遊ぶおりがみ教室 第13期 《5日制》 10/7～11/4 毎(水) 10:00～11:45 講師 西川光恵氏(日本折紙協会認定講師)	11/4(水) 10:00～11:45	生涯学習センター 研修室1	14人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習(応急手当実技) 講師 NPO法人JAEA(ジャイア)(日本災害救護推進協議会)	11/5(木) ～11/26(木)	桜花小学校 他8校	124人
子ども学講座《2日制》 講師 須田誠氏(東京未来大学教授)	11/6、20各(金) 10:00～11:30	生涯学習センター 研修室1	①42人 ②34人
あだち放課後子ども教室実行委員会	11/11(水)	桜花小学校	
おりがみサポーターレベルアップ講座 《2日制》 Aコース 11/11、18各(水) Bコース 11/25、12/2各(水) 講師 西川光恵氏(日本折紙協会認定講師)	Aコース 11/11、18各(水) Bコース 11/25(水) 各10:00～12:00	生涯学習センター 研修室1	Aコース ①35人 ②31人 Bコース ①25人
運動機能向上のためのトレーニング 前期高齢者の運動指導 講師 田中秋乃氏(健康運動指導士)	11/14(土) 10:00～15:30	千寿本町小学校 体育館	午前23人 午後24人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 あだち区民体育大会総合開会式	11/22(日)	総合スポーツセンター	中止
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 スポーツカーニバル	11/22(日)	総合スポーツセンター	中止
あだち放課後子ども教室運営委員会 (今年度は書面開催) ※2/1(火)感謝状贈呈式 教育長室	11/24(火)通知お よび資料送付	—	—
あだち放課後子ども教室ブロック会議 (今年度は書面開催)	11/24(火)通知お よび資料送付	—	—
スポーツコンディショニング講座～痛みの出にくい身体づくり～ 講師 八田倫子氏(NPO法人スポーツセーフティージャパン副代表)	11/27(金) 10:00～12:00	生涯学習センター 研修室1	54人

行事実施予定（12月1日～12月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
小学校アウトリーチコンサート 出演 塚越慎子氏（マリンバ）、志村和音氏（ピアノ） 身近で親しみのあるコンサート、リズムづくりの体験、 演奏家とのコミュニケーションなど ※1年生3クラス（1クラスごとに公演）	12/1(火) ①9:30～10:15 ②10:30～11:15 ③11:35～12:20	花保小学校 音楽室	79人
おりがみサポーターレベルアップ講座 《2日制》 Aコース 11/11、18各（水） Bコース 11/25、12/2各（水） 講師 西川光恵氏（日本折紙協会認定講師）	Bコース 12/2（水） 10:00～12:00	生涯学習センター 研修室1	30人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO法人JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	12/3（木） ～12/24（木）	関原小学校 他9校	-人
あだち放課後子ども教室実行委員会	12/10（木）	千寿本町小学校	-
あだち放課後子ども教室新任スタッフ向け 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO法人JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	12/24（木） 13:30～15:00	生涯学習センター 研修室1	20人